

産業廃棄物収集運搬業許可証

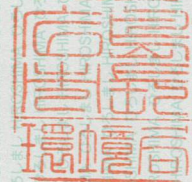
住所 広島市安佐北区白木町大字三田字小椿1521番地の3

氏名 有限会社ダイイチ企業
代表取締役 小川 勲
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 8年 1月31日

許可の有効期限 令和 15年 1月30日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H25. 11. 6	優良確認	R 4. 9. 20	変更許可
H29. 9. 7	更新許可	R 6. 6. 3	変更許可
H31. 1. 30	更新許可 (優良認定)	R 8. 1. 26	更新許可 (優良認定)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
収 集 運 搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）。この欄以下余白
収 集 運 搬 (積替・保管を含む) 以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物物固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉋さい がれき類 動物のふん尿 動物の死体 ばいじん（判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）。以下余白